

令和6年度 定例監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和6年度における定例監査結果は、次のとおりである。

第1 令和6年度定例監査実施結果〔下期分〕

1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局				0
感染症対策センター				0
知事政策局		3		3
D X ・ 情報政策推進統括官				0
県民生活部		6		6
多様性社会・人材活躍推進局		3		3
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		11		11
子育て支援局		6		6
林政部		1		1
環境・エネルギー部		1		1
産業政策部		3		3
観光文化・スポーツ部		4	1	5
農政部		10		10
県土整備部		5		5
出納局				0
企業局				0
教育委員会		44		44
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合計	0	112	1	113

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査実施期間

令和6年9月18日～令和7年2月5日

4 監査方法

監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「産業廃棄物の処理に係る事務は適切に行われているか」を重点事項として実施した。

5 監査結果区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和6年度下期 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				2		1			5	3	11
指導事項		33	14	27	4	11	19	1	10		119
注意事項		5	9	6		1	9		1		31
合計	0	38	23	35	4	13	28	1	16	3	161

令和5年度下期 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1		3		2			2		8
指導事項		27	5	28	4	10	11	4	3		92
注意事項		4	5	1		3	15		9		37
合計	0	32	10	32	4	15	26	4	14	0	137

令和6年度下期と令和5年度下期との対比 (A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲ 1		▲ 1		▲ 1			3	3	3
指導事項		6	9	▲ 1	0	1	8	▲ 3	7		27
注意事項		1	4	5		▲ 2	▲ 6		▲ 8		▲ 6
合計	0	6	13	3	0	▲ 2	2	▲ 3	2	3	24

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月5日、令和7年1月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件(支出1、物品1)</p> <p>1) 支出科目について、次のとおり誤りがあった。</p> <p>①会議の参加者に供した飲料について、需用費(食糧費)とすべきところ、需用費(その他)で支出していた。</p> <p>②自動給茶機用お茶の購入について、需用費(食糧費)とすべきところ、需用費(その他)で支出していた。</p> <p>③年賀はがきの購入について、役務費とすべきところ、需用費で支出していた。</p> <p>2) 物品の購入において、財務規則第122条に定める検収を納期限までに行っていないものがあった。</p> <p>(注意事項) 2件(支出1、給与1)</p>	

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月22日、令和7年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 2件(支出1、契約1)</p>	

監査対象機関	知事政策局 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月26日、10月29日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月25日、10月28日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件(収入1)</p>	

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
--------	------------------

監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月19日、10月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月18日、9月20日、10月23日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 通勤手当の認定において、通勤届に次のとおり不備があった。</p> <p>①任命権者確認・決定欄に押印がないもの、また、任命権者の職氏名及び認定年月日の記入がされていないものがあった。</p> <p>②決定事項欄の該当するものにレ印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていないもの、また、支給開始時期、手当額の記入がされていないものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件（収入1）</p>	

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月19日、令和7年1月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 105,000円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月2日、11月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	多様性社会・人材活躍推進局 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月22日、令和7年1月23日
監査の結果	

<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件 (収入1、給与2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先数 1件 675,000円</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>3) JR使用による県外旅費の支給において、旅費条例第8条の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的な経路としていなかったため、特急料金が高い経路で支給されているものがあった。またJR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に往復割引を適用していなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>

監査対象機関	多様性社会・人材活躍推進局 峡南高等技術専門学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月6日、令和7年1月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	多様性社会・人材活躍推進局 就業支援センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項が設けられていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月21日、令和7年1月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	

単位：円

科目		令和5年度決算時	令和6年10月末現在
直接税	個人県民税	531,436,102	419,763,406
	法人県民税	14,373,620	11,188,566
	個人事業税	37,286,930	26,726,481
	法人事業税	62,474,260	47,916,832
	不動産取得税	21,572,608	10,944,837
	自動車税種別割	38,832,627	23,485,772
	自動車税(旧法による)	3,636,618	1,764,792
加算金		23,262,275	19,903,789
合計		732,875,040	561,694,475

2) 安全運転管理者等講習の受講手数料支払いに係る収入証紙の購入について、支出科目を負担金とすべきところ、役務費として支出していた。

(注意事項) なし

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月28日、令和7年1月9日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 3件 (収入1、契約1、重点事項1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
[一般会計]	
児童措置費負担金	
令和6年度分	先数 1件 99,800円
父子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分	先数 3件 3,873,000円
[特別会計]	
①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分	21,058,451円
令和6年度分	112,249円
合計	先数 40件 21,170,700円
②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)	
過年度分	先数 6件 268,505円
③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分	先数 5件 1,827,617円
④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)	
過年度分	先数 2件 83,292円
2) 委託契約書において、次のとおり不備があった。	

- ①感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行遅延に関する違約金条項が設けられていなかった。
- ②水銀使用製品産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、支払遅延及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。
- 3) 感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていなかった。
- (注意事項)** なし

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所										
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月										
監査実施日	令和6年11月20日、令和7年1月14日										
監査の結果											
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">過年度分</td> <td style="width: 30%;">3,054,410 円</td> <td style="width: 30%;">令和6年度分</td> <td style="width: 10%;">120,997 円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 7 件</td> <td>3,175,407 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>過年度分 先数1件</td> <td>98,321円</td> </tr> </table> <p>2) 次の契約書について、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>①産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書</p> <p>②特別管理産業廃棄物処理委託契約書</p> <p>(注意事項) なし</p>		過年度分	3,054,410 円	令和6年度分	120,997 円	合計 先数 7 件	3,175,407 円			過年度分 先数1件	98,321円
過年度分	3,054,410 円	令和6年度分	120,997 円								
合計 先数 7 件	3,175,407 円										
過年度分 先数1件	98,321円										

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所																										
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月																										
監査実施日	令和6年11月22日、令和7年1月14日																										
監査の結果																											
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">過年度分</td> <td style="width: 30%;">23,432,274 円</td> <td style="width: 30%;">令和6年度分</td> <td style="width: 10%;">107,599 円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 73 件</td> <td>23,539,873 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②障害児福祉手当資格取消しに伴う返還金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>過年度分</td> <td>282,420 円</td> <td>令和6年度分</td> <td>136,240 円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 1 件</td> <td>418,660 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>過年度分</td> <td>4,504,692 円</td> <td>令和6年度分</td> <td>510,961 円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 11 件</td> <td>5,015,653 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>過年度分 先数 1 件</td> <td>8,458 円</td> </tr> </table>		過年度分	23,432,274 円	令和6年度分	107,599 円	合計 先数 73 件	23,539,873 円			過年度分	282,420 円	令和6年度分	136,240 円	合計 先数 1 件	418,660 円			過年度分	4,504,692 円	令和6年度分	510,961 円	合計 先数 11 件	5,015,653 円			過年度分 先数 1 件	8,458 円
過年度分	23,432,274 円	令和6年度分	107,599 円																								
合計 先数 73 件	23,539,873 円																										
過年度分	282,420 円	令和6年度分	136,240 円																								
合計 先数 1 件	418,660 円																										
過年度分	4,504,692 円	令和6年度分	510,961 円																								
合計 先数 11 件	5,015,653 円																										
過年度分 先数 1 件	8,458 円																										

<p>③父子福祉資金貸付金償還金（元金） 令和6年度分 先数 1件 18,166円</p> <p>2) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書において、基本管理料の予定回数が記載されていなかった。また、これにより契約解除に関する違約金の算出方法が誤っていた。 (注意事項) 1件（重点事項1）</p>

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月27日、令和7年1月24日

監査の結果																																																			
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>生活保護費返還金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">過年度分</td> <td style="width: 30%;">28,466,114円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">令和6年度分</td> <td style="width: 10%;">189,935円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 32件</td> <td>28,656,049円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">過年度分</td> <td style="width: 30%;">16,037,668円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">令和6年度分</td> <td style="width: 10%;">706,656円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 34件</td> <td>16,744,324円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">過年度分</td> <td style="width: 30%;">146,230円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">令和6年度分</td> <td style="width: 10%;">19円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 5件</td> <td>146,249円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>③父子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">過年度分 先数 1件</td> <td style="width: 30%;">76,400円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">過年度分 先数 2件</td> <td style="width: 30%;">813,751円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>⑤寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">過年度分 先数 1件</td> <td style="width: 30%;">38,625円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>⑥母子福祉資金雑入（違約金）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和6年度分 先数 1件</td> <td style="width: 30%;">2,076円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>2) 健やか樹海ウォーク2024事業業務委託契約書について、次のとおり不備があった。</p> <p>①履行期限までに委託業務を完了できない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>②契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は発注者である山梨県富士・東部保健福祉事務所長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面により明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>		過年度分	28,466,114円		令和6年度分	189,935円	合計 先数 32件	28,656,049円				過年度分	16,037,668円		令和6年度分	706,656円	合計 先数 34件	16,744,324円				過年度分	146,230円		令和6年度分	19円	合計 先数 5件	146,249円				過年度分 先数 1件	76,400円				過年度分 先数 2件	813,751円				過年度分 先数 1件	38,625円				令和6年度分 先数 1件	2,076円			
過年度分	28,466,114円		令和6年度分	189,935円																																															
合計 先数 32件	28,656,049円																																																		
過年度分	16,037,668円		令和6年度分	706,656円																																															
合計 先数 34件	16,744,324円																																																		
過年度分	146,230円		令和6年度分	19円																																															
合計 先数 5件	146,249円																																																		
過年度分 先数 1件	76,400円																																																		
過年度分 先数 2件	813,751円																																																		
過年度分 先数 1件	38,625円																																																		
令和6年度分 先数 1件	2,076円																																																		

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月26日、令和7年1月16日

監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（収入2、給与1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>福祉プラザ共同利用施設負担金</p>	

令和6年度分 先数 1件 3,713円
2) 福祉プラザ共同利用施設負担金の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。
3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 あげぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月27日、令和7年1月9日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (給与1)	
1) 昨年度の定例監査において、月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給していたことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあつた。	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	
①児童福祉施設費負担金	
過年度分 先数 3件	376,139円
②あげぼの医療福祉センター使用料	
過年度分	2,254,019円
令和6年度分	262,200円
合計 先数 3件	2,516,219円
(注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月8日、11月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月13日、令和7年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月9日、11月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (重点事項1)	
1) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければなら	

ないと定められているが、履行されていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
(指摘事項) 1件(重点事項1) 1) 産業廃棄物の収集・運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項により、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等及び産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければならないが、所有する分析機器の撤去処分委託契約について、上記以外の者に委託していた。また、委託契約は請書により行われ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号において、委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかった。	
(指導事項) なし	
(注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(物品1) 1) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあった。	
(注意事項) 1件(支出1)	

監査対象機関	子育て支援局 女性相談支援センター
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月10日、11月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月11日、令和7年1月23日
監査の結果	
(指摘事項) 1件(重点事項1) 1) 産業廃棄物である厨房グリスラップ汚泥の収集・運搬、処分業務の委託において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき、産業廃棄物収集・運搬、処分に係る契約を書面により行うこととされているが、行われていなかった。	
(指導事項) 2件(支出1、給与1) 1) 所外活動における入所児童等の食事代について、支出科目を需用費(食糧費)とすべきところ、需用費(その他)で支出しているものがあった。 2) 県外旅費の支給において、旅費条例第8条の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され、過大に支給さ	

れているものがあった。

(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月20日、令和7年1月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (支出1) 1) 前渡資金について、次のとおり不備があった。 ①令和5年度ひきこもり等児童宿泊等指導事業に要する経費について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。 ②第26回児童福祉司研修ワークショップの参加費について、支出負担行為伺いが作成されていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月14日、令和7年1月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 439,987円 令和6年度分 1,936円 合計 先数 5件 441,923円 (注意事項) なし	

監査対象機関	子育て支援局 ころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (重点事項1) 1) 特別管理産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書及び処分委託基本契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月22日、11月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金	

過年度分	119,971円	令和6年度分	37,400円
合計 先数 2件	157,371円		
(注意事項) なし			

監査対象機関	林政部 森林総合研究所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月30日、12月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（契約1）</p> <p>1) 令和6年度「森の教室」等普及啓発ゾーン業務委託契約において、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定していたが、前年度中に起案した執行伺いに、プロポーザル方式を採用する際に必要とされている明確で具体的な理由が示されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所（防災局と共管）
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月27日、10月29日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（支出1、契約1、工事1）</p> <p>1) 光ファイバーケーブル撤去業務委託に要する経費について、電子決裁による支出命令書の回議時に、契約の根拠となる見積書が添付されていなかった。</p> <p>2) 地方大学を拠点とした火山災害に対応するための防災コミュニティ構築業務委託契約書の個人情報取扱特記事項が、制度改正前のものとなっていた。</p> <p>3) 建設工事の請負契約に係る契約条項は、山梨県建設工事執行規則第10条第3項に基づき、知事が別に定める山梨県建設工事請負契約約款に準拠することとされているが、次の契約書について、記載することが定められている事項（現場代理人の選任等）が記載されていなかった。</p> <p>①富士山科学研究所中央監視装置更新工事契約書</p> <p>②電話交換機更新工事契約書</p> <p>(注意事項) 2件（給与1、契約1）</p>	

監査対象機関	産業政策部 計量検定所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業政策部 産業技術センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月31日、11月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（収入1、支出1、物品1）</p> <p>1) 不要となった備品の売払いについて、財務規則に基づく予定価格が定められていなかった。</p> <p>2) 安全運転管理者等講習の受講手数料支払いに係る収入証紙の購入について、支出科目を負担金とすべきところ、需用費で支出していた。</p>	

3) 前金払をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていないものがあった。

(注意事項) なし

監査対象機関	産業政策部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月29日、令和7年1月22日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(給与1)	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 美術館
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月15日、令和7年1月8日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(物品1)	
1) 収蔵品のうち油絵1点、銅版画1点について所在不明のままであった。	
(注意事項) 1件(契約1)	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 博物館
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月17日、11月18日
監査の結果	
(指摘事項) 2件(物品1、その他1)	
1) 昨年度の定例監査において、借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあったことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、借用物品について占有物品受入調書が作成されていないものがあった。	
2) 収入に関する事務や物品に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。	
指導事項 7件(収入4、物品2、重点事項1)	
①令和6年度自動販売機設置場所貸付料について、県有財産土地賃貸借契約書第7条で年額を毎年度4月30日までに納付することと定めているが、調定が遅延し、調定日が9月27日となったことから、貸付料の納入が遅延していた。	
②物品販売所(ミュージアムショップ)の行政財産目的外使用許可に係る行政財産使用料の算定方法に誤りがあり、使用料の調定額が過少となっていた。	
③入館料や資料コピー代等の現金出納簿について、財務規則第44条第5項により、現金領収月計表を付して月別に編集することとされているが、現金領収月計表が作成されていないものがあった。	
④令和5年度の観光券契約書に基づき、山梨県立博物館の観覧に関する観光券(以下「クーポン券」という。)による入館料の一部について、当該入館料の事業者の納付に際しては、同契約書第4条により、山梨県立博物館副館長が事業者に対して、クーポン券等の書類を入館料の納入通知書に添付して送付することとされているが、クーポン券等の送付が遅れたため、事業者の納付による入館料収納が令和6年度となったものがあった。	

⑤寄附や保管転換により受入れた歴史資料等の収蔵品について、物品出納手続が行われていないため、備品原簿に登載されていないものがあった。
⑥財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿が作成されていなかった。
⑦産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていなかった。
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 考古博物館 (埋蔵文化財センターを含む)
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月7日、令和7年1月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (給与2) 1) 旅費の支払において、JR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に往復割引を適用していなかった。 2) 居所発着の出張をした会計年度任用職員の費用弁償において、当該出張日に通勤に要する費用も支給していた。 (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文学館
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月15日、令和7年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター (高冷地野菜・花き振興センターを含む)
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月1日、12月25日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (重点事項1) 1) 産業廃棄物処分業務契約書において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に定められている、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力についての記載がないものがあった。 (指導事項) 4件 (支出2、給与1、重点事項1) 1) 前渡資金について、次のとおり不備があった。 ①前渡資金に係る支出負担行為伺いの中で、資金前渡職員の指定がされていないものがあった。 ・令和6年度日本植物病理学会大会参加に要する経費 ②資金前渡職員以外の者が精算を行っていた。 ・令和5年度トラクター作業機基礎研修参加に要する経費 ・日本作物学会第257回講演会参加に要する経費 2) 令和6年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。 3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	

4) 農薬等に係る産業廃棄物の処理において、収集運搬と処分を別業者に委託していたが、委託料の請求及び受領に関する委任状等がないまま、収集運搬委託料に処分委託料が加算された請求書が収集運搬受託業者から提出され、処分委託料についても収集運搬受託業者に支払が行われていた。

(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月24日、10月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校（林政部と共管）
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月16日、令和7年1月23日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件（給与1、物品1）	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	
2) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあった。	
(注意事項) 1件（収入1）	

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月2日、11月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 4件（給与2、契約2）	
1) 児童手当について、令和6年2月から5月分を6月7日に支給すべきところ、支払が遅延していた。	
2) 現金支給に係る職員の年末調整還付金及び給与改定に伴う追給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。	
3) 感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。	
4) 燃え殻の産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月8日、11月11日
監査の結果	
(指摘事項) なし	

(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 燃え殻の産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処理委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター (長坂支所を含む)
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月9日、11月27日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 5件 (収入1、給与2、物品1、契約1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金 過年度分 先数 1件 250,722円	
2) 児童手当に係る職権に基づく支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。	
3) 旅行命令の経路に研修の目的地 (大分県) が含まれておらず、前泊地最寄りの空港 (熊本空港) までとなっていた。また、旅行復命の際にも経路の修正を行わずそのまま復命していたため、交通費の一部 (目的地から熊本空港分) が支給されていなかった。	
4) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。	
5) 感染性廃棄物に係る産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、次のとおり不備があった。 ①履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 ②契約解除に関する違約金条項において、違約金の金額が、財務規則第120条第2項で定める契約金額の100分の10に相当する金額を算出する内容となっていなかった。 ③支払遅延に対する遅延利息の率に関する事項が記載されていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月26日、10月28日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 取得用地に未登記のものがあった。 令和4年度以前の未登記 2筆	
(注意事項) なし	

監査対象機関	県土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月3日、10月4日、11月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月

監査実施日	令和6年10月3日、11月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 13,159,619円 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月4日、11月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	中北教育事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月24日、11月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (支出1) 1) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与2)
1) 休日の代休日の指定は1日単位であるが、4時間の振替として処理されており、1日単位に満たない時間数に対しては休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。
2) 県外旅行の旅費の支給において、宿泊料の定額に対して減額調整を行っているが、実費として支給すべき入湯税分の額を減額したため、宿泊料が過少に支給されていた。
(注意事項) なし

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	
1) 振替を行わず勤務した週休日について、週休日における時間外勤務手当を支給したにもかかわらず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当を誤って支給しているものがあった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	図書館
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月19日、12月25日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (物品1)	
1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。	
①不明資料	
令和2年度 28点 令和3年度 30点 令和4年度 34点 令和5年度 20点	
令和6年度 28点 合計 140点	
②未返却資料	
令和2年度 38点 令和3年度 45点 令和4年度 36点 令和5年度 69点	
令和6年度 2,269点 (162点) 合計 2,457点	
※令和6年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のものの	
(注意事項) なし	

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月17日、11月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入2)	

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料 過年度 先数 1件 79,200円
- 2) 授業料の未収金について、督促状の発付が山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める納期限後20日以内に行われていないものがあった。
- (注意事項)** 1件 (収入1)

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月11日、11月11日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 資金前渡 (精算あり) で支出していた甲種防火管理新規講習負担金について、前渡資金精算書を作成していなかった。</p> <p>(注意事項) 2件 (給与2)</p>	

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 高等学校等就学支援金の過大支給による返還金 過年度分 先数 1件 89,100円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月29日、11月28日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬基本契約書及び処分委託基本契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 消防設備保守点検業務委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月16日、11月13日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（収入1、支出1、物品1）</p> <p>1) 令和6年度高等学校入学審査料について、収入証紙消印実績簿に登載されていなかった。</p> <p>2) 令和6年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。</p> <p>3) 備品の棄却に関する手続について、既に棄却されているにもかかわらず、財務規則第159条及び第164条に定められている物品の返納等が行われていないものがあった。</p> <p>(注意事項) 2件（給与1、契約1）</p>	

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、扶養手当について支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかったことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 扶養手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>①支給を終了していたが、扶養親族届及び扶養親族簿による認定が行われていないものがあった。</p> <p>②支給を終了していたが、扶養親族届に支給終了を確認するための書類が添付されておらず、扶養親族の要件を欠いた日が確認できないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月18日、11月21日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（収入2、契約1）</p> <p>1) 令和6年度の授業料について、令和5年度卒業生1名を授業料の口座振替対象者として処理したため、4月分から10月分までの授業料を誤徴収していた。</p> <p>2) 現金の出納をしたときは、財務規則第44条第5項により現金出納簿に現金領収月計表を付して月別に編集しなければならないとされているが、現金領収月計表が作成されていない月があった。</p> <p>3) 産業廃棄物処理委託契約書において、次のとおり不備があった。</p>	

①契約保証金を免除していたが、契約保証金免除の条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。
②履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
③発注者の支払遅延に伴い発生する遅延利息に関する条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月18日、11月28日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月23日、11月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件（支出1）	

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	
(指摘事項) 1件（その他1）	
1) 収入に関する事務や給与に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。 指導事項 5件（収入2、給与2、財産1）	
①令和6年度自動販売機設置に係る土地貸付料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。また、高等学校授業料の未収金について、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱に定める督促状の発付が行われていなかった。	
②歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 令和6年度分 先数 1件 39,600円	
③夫婦共同扶養に係る扶養親族届において、共同扶養者の連名で提出すべき申出書が、扶養親族届を提出した者のみの名前で提出されていた。	
④JR使用による県外旅費の支給において、旅費条例第8条では、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、合理的な理由がないにもかかわらず、特急料金が低い経路で支給されているものがあった。	
⑤行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。	
(注意事項) 1件（支出1）	

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	青洲高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 3件(収入2、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①行政財産使用料 令和6年度分 先数1件 61,472円 ②雑入(その他) 令和6年度分 先数1件 138,025円 2) 令和6年度行政財産使用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。 3) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件(契約1)	

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月23日、11月28日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 2件(収入1、給与1) 1) 令和6年度行政財産使用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。 2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	山梨高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 自動販売機設置に伴う電気料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。また、当該未収金が過年度収入されていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件(収入1、契約1、重点事項1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>会計年度任用職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 8,912円</p> <p>2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、次のとおり不備があった。</p> <p>①契約保証金を徴収していなかったが、契約保証金免除の条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>②履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>③発注者の支払遅延に伴い発生する遅延利息に関する条項が設けられていなかった。</p> <p>3) 特別管理産業廃棄物の保管状況について、区分して保管されていたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13第1項第1号ロに定める掲示板を設置していなかった。</p> <p>(注意事項) 2件(支出1、給与1)</p>	

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月24日、12月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件(物品1)</p>	

監査対象機関	吉田高等学校
--------	--------

監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件(その他1)</p> <p>1) 収入に関する事務や契約に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。 指導事項 5件(収入1、財産1、契約2、重点事項1)</p> <p>①学校施設開放に伴う電気料の収入未済について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>②行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>③一般廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書に添付されている一般廃棄物収集運搬業に係る許可証の許可の期間が契約期間の中途となっており、以降の期間について、更新後の許可証の提出を受けていなかった。</p> <p>④産業廃棄物の収集運搬及び処分委託に係る契約書において、財務規則第120条第2項に定める契約解除に関する違約金条項が設けられていないものがあった。</p> <p>⑤産業廃棄物収集・運搬業務委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	富士北稜高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月10日、11月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号により、金額等にかかわらず書面により行うこととされているが、行われていないものがあった。</p> <p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1) 扶養手当について、扶養親族届の提出を受けずに認定されているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月25日、11月28日
監査の結果	
(指摘事項) なし	

(指導事項) 4件（支出1、給与1、物品1、契約1）

- 1) 令和6年度給食業務委託に係る支出負担行為伺いにおいて、限度額を契約準備行為における積算額とすべきところ、落札額を限度額としていた。
- 2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
- 3) 前金払をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていなかった。
- 4) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件（収入1）	

監査対象機関	ろう学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（給与1） 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 (注意事項) 2件（支出1、契約1）	

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月29日、12月20日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（重点事項1） 1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと	

定められているが、履行されていないものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
(指摘事項) 1件(重点事項1) 1) 産業廃棄物の処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3により、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより確認し、保存しなければならないが、行われていなかった。また、委託契約は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき書面により行うこととされているが、行われていなかった。	
(指導事項) 1件(給与1) 1) 時間外勤務等命令簿への記載誤りにより、時間外勤務手当が過少に支給されているものがあつた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月30日、12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月31日、11月28日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件(給与1) 1) 厚生年金保険料の控除額に誤りがあり、雑部金残高が過大となつていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月

監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（支出1）</p> <p>1) 中学部修学旅行に係る経費について、資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日の前日に経費の一部を私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、そのまま精算されていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 産業廃棄物処理委託契約書において、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項が設けられていないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月8日、令和7年1月16日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件（支出1）</p>	

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲斐警察署
--------	-------

監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月12日、12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（契約1）</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処理・処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	鯉沢警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月12日、12月23日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（支出1）</p> <p>1) 令和5年度3月分の廃棄物収集運搬処分業務委託料について、請求金額より過少に支出されていたため、当該不足分が過年度支出されていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月13日、令和7年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	